ジェネリック医薬品の使用推進について



●当院では、厚生労働省の指導に従い、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進しています。

●ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

●ジェネリック医薬品を普及させることは、患者さんの医療費の負担軽減となります。

ご不明な点などありましたら、おくすり窓口にご相談ください。

医薬品供給不安定による
治療計画・お薬変更の可能性について



●現在、多くの医薬品の流通が悪くなっており、医薬品の欠品が深刻な状態となっています。

●治療に必要な医薬品が不足している場合、患者さんに十分な説明を行い、患者さんの同意を得たうえで治療計画やお薬を変更する場合があります。

●治療計画やお薬の変更により患者さんの治療効果に影響が及ばないよう、最善の努力をいたします。

ご不明な点などありましたら、担当医師、もしくは薬剤師にご相談ください。